

『学校運営協議会』

Q&A



本Q&Aは、学校運営協議会設置推進及び設置校の取組内容の一層の充実を図るために、よくある質問をQ&A形式でまとめたものです。

学校と保護者、地域社会が連携し合いながら、子どもの育成を図っていくことが一層大切になっています。学校運営協議会は、地域の方や保護者の皆様と学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。「社会に開かれた教育課程」を実現するためにも、必要な仕組みです。

このQ&Aをお読みいただき、『学校運営協議会』の制度等をご理解の上、引き続き、地域と学校の連携・協働の推進への取組を、どうぞよろしくお願いいたします。

<令和8年4月>

目 次

| | | |
|------|--|----|
| Q 1 | 学校運営協議会とは何ですか？ | 1 |
| Q 2 | 法律によって定められている学校運営協議会の機能とはなんですか？ | 1 |
| Q 3 | 学校運営協議会には、どのような役割がありますか？ | 2 |
| Q 4 | 「コミュニティ・スクール」とはなんですか？ | 2 |
| Q 5 | 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」「学校評議員制度」との違いはなんですか？ | 3 |
| Q 6 | 学校運営協議会設置により「まちとともに歩む学校づくり懇話会」はどうしますか？ | 4 |
| Q 7 | どうして学校運営協議会の設置を進めているのですか？ | 4 |
| Q 8 | 横浜市で定めた学校運営協議会に関する規則はありますか？ | 5 |
| Q 9 | 学校運営協議会委員の人数は決まっていますか？ | 6 |
| Q 10 | 学校運営協議会委員の構成は、どのようにしたらよいですか？ | 6 |
| Q 11 | 委員への報酬や設置校に配当される運営費はありますか？ | 7 |
| Q 12 | 学校運営協議会委員には、どのような役割がありますか？ | 7 |
| Q 13 | 学校運営協議会は、年間に何回くらい開催すればいいですか？ | 8 |
| Q 14 | 学校運営協議会では、具体的にどのようなことを話し合えばよいですか？ | 8 |
| Q 15 | 学校運営協議会がイコールパートナーとは、どのような意味ですか？ | 9 |
| Q 16 | 学校運営協議会を設置すると、どのような成果がありますか？ | 9 |
| Q 17 | 教育委員会に提出される「意見書」とはどのようなものですか？ | 10 |
| Q 18 | 設置するまでの経過はどのようになっていますか？ | 11 |
| Q 19 | 新規設置のための申請書類の様式はどのようなものですか？ | 12 |
| Q 20 | 学校運営協議会委員の委嘱状は、どのように渡すのですか？ | 13 |
| Q 21 | 現在学校運営協議会を設置していない学校は、何から始めていけばよいですか？ | 13 |
| Q 22 | 教育委員会では、事業展開にあたり、どんなことを行っていますか？ | 14 |

- 資料 1 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第四十七条の五
- 資料 2 「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」
- 資料 3 「学校運営協議会からの意見書に関する事務取扱要領」
- 資料 4 「学校運営協議会意見書」
- 資料 5 「学校運営協議会設置申請書」
- 資料 6 「委員名簿」

Q1 学校運営協議会とは何ですか？

A1 地域・保護者・有識者などの皆様と学校が目標を共有し、一定の権限と責任をもって学校運営に参画する仕組みです。学校と地域が連携・協働をして、一体となって子どもを育てていきます。そのためには、学校と保護者や地域住民が「どんな子どもたちを育てるのか」「何を実現するのか」という目標やビジョンを共有していくことが大切です。

- ・学校運営協議会は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第四十七条の五に位置付けられているものです。(→資料1)
- ・保護者や地域の皆様が、学校運営に参画することで、そのニーズを的確に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって、より良い教育の実現に取り組むことをねらいとしています。

※令和8年4月1日現在、横浜市立学校502校のうち、501校に学校運営協議会が設置されています。(分校3校は含めていません。戸塚高校は全日制、定時制それぞれ一校として計上しています。)

Q2 法律によって定められている学校運営協議会の機能とはなんですか？

A2 主な機能は次の3点です。

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。
- 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べることができる。
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができる。

- ・これらの機能を学校運営協議会が果たすためには、学校運営協議会委員の方に、責任と自覚をもって学校運営に参画するということを理解していただく必要があります。例えば、1つめの事項に「承認」とありますが、これは、学校とともに「責任」をもつとも読み取れます。具体的には、学校教育目標を理解していただき、学校と目標やビジョンを共有して、学校運営の改善や教育活動の充実に向けた取組を推進していきます。

Q3 学校運営協議会には、どのような役割がありますか？

A3 主な役割は、次のとおりです。

- 「学校運営の基本方針」を承認します。
- 地域と学校の「連携・協働活動」を協議します。
- 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べるすることができます。
- 教職員の任用に関して、「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」(→資料2)で定める事項について、教育委員会に意見を述べる
ことができます。

○「学校関係者評価」を実施します。

- ・これまで行われていたものと違い、役割が広く多くなります。
- ・合議体の組織なので、熟議（熟慮と議論）が重要です。

※学校運営協議会は、学校運営の PDCA サイクル全体に関わります。

<Plan（計画）> 情報・目標・ビジョンの共有 熟議→目的・目標、効果的な手段

<Do（実行）> 地域学校協働活動の展開

<Check（評価）> 学校関係者評価 教育活動全般＋地域学校協働活動

<Action（改善）> 教育活動や地域学校協働活動の改善

Q4 「コミュニティ・スクール」とはなんですか？

A4 学校運営協議会を設置している学校を、「コミュニティ・スクール」といいます。

- ・コミュニティ・スクールは、学校を応援し地域の実状を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を担っています。各校の教育課程の実現に有効な仕組みです。
- ・横浜市では地域の身近な施設としてコミュニティハウスがありますが、一部はコミュニティ・スクールという名称になっている施設もあります。

Q5 「まちとともに歩む学校づくり懇話会」「学校評議員制度」との違いはなんですか？

A5 目的、構成員、構成員の決め方、権限・働き、法的根拠等それぞれ違いがあります。横浜市と国が作成した表がありますので、違いを比べながら確認してください。

・似たような組織で、混同されがちです。しかし、それぞれの目的や働きは違います。これらを複合的に設置し、関連させながら運営することも可能です。

学校運営協議会、学校評議員、「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 の比較

| | 学校運営協議会 | 学校評議員 | 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会 |
|------------|--|---|---|
| 根拠法令等 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5 | 学校教育法施行規則第49条 横浜市立学校の管理運営に関する規則第4条の3 | 「まち」とともに歩む学校づくり懇話会の設置について(平成14年12月12日教育長通知) |
| 役割 | 学校運営への参画や連携強化を進めることで、保護者や地域住民と学校が一体となった学校運営の改善や、児童・生徒の健全育成に取り組む | 開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民の意向を把握・反映し、その協力を得るとともに、学校運営の状況等を周知するなど学校としての説明責任を果たす | 開かれた学校づくりのため、地域住民に学校の状況を周知し、相互に意見交換を行う |
| メンバー | 地域住民、保護者、学校運営に資する活動を行う者、学識経験者、学校長 | 教育に関して理解や識見を有するもの(例えば、地域住民、保護者、学識経験者など) | 地域組織、各種団体、保護者、有識者、他の教育関連機関、学校施設利用団体等 |
| 人数 | 15名以内(複数校による協議会は20名以内) | 原則5名以内 | 任意(多くは20人前後) |
| 任命・委嘱 | 校長の推薦により、教育委員会が任命 | 校長の推薦により教育委員会が委嘱 | 校長が委嘱 |
| 主な活動内容(権限) | <ul style="list-style-type: none"> ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する ・学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる ・教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる | <ul style="list-style-type: none"> ・校長の求めに応じて、学校運営に関し意見を述べる(具体的な権限はない) | <ul style="list-style-type: none"> ・学校づくり等に関する意見交換等(具体的な権限はない) |

※区役所が所管している「学校・家庭・地域連携事業実行委員会(学家地連)」でも活動内容や、委員が重なることがあり、混同されることも見受けられます。

Q6 学校運営協議会設置により、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」は、どうしますか？

A6 学校運営協議会を設置する学校においては、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」を設置しないことができます。

- ・学校運営協議会設置後も、今までのつながりを残すために、「まちとともに歩む学校づくり懇話会」を引き続き開催しても構いません。

Q7 どうして学校運営協議会の設置を進めているのですか？

A7 ○現代社会においては、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化しています。

○そのため、子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、学校だけではなく、社会総がかりでの教育の実現が不可欠です。

◎学校運営協議会は、地域の子どもたちを、地域と学校が一体となって育てることを組織的、継続的に行うための仕組みなので、設置を進めています。

- ・学校運営協議会は、「社会に開かれた教育課程」を実現するための一つのツールとお考えください。
- ・学校運営協議会を設置することにより、地域との信頼関係や地域の方々の学校への理解が深まります。

Q8 横浜市で定めた学校運営協議会に関する規則はありますか？

A8 「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を定めています。

- ・横浜市では「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を平成 17 年 4 月 1 日に制定しました。
- ・令和 2 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正されたことに伴って、令和 2 年 4 月 1 日に「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」も一部変更しました。(→資料2)
- ・この規則では、学校運営協議会の設置や委員構成、組織などについて定めています。

「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」のポイント

1 趣旨について

- 学校運営と学校運営に必要な支援を協議する
- 学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校の運営改善並びに児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

2 設置について

- 教育委員会が設置する。
- 設置を希望する学校の校長が作成する申請書をもとに判断をする。

3 委員の構成

- 教育委員会が任命する。
(地方公務員法第 3 条第 3 項に定める非常勤特別職職員という扱い。委嘱状を毎年発行する。)
- 地域住民、保護者、学校運営に資する活動を行う者、学識経験者、設置校の校長等で構成。
- 委員数は 15 名以内 (2 以上の学校で一つの協議会を設置する場合又は義務教育学校は 20 名以内) とする。

4 学校運営協議会の役割

- 設置校の校長は学校運営の基本方針について、学校運営協議会の承認を得る
- 設置校の運営に関する事項について、校長又は教育委員会に意見を述べる
- 設置校の職員の採用その他任用に関する事項について、教育委員会に意見を述べる

5 学校運営協議会の意見の取扱い

- 教育委員会へ意見を述べるとき
 - ・あらかじめ校長の意見を聞く (→校長を通す)
 - ・意見書を作成して提出する
 - ・校長の意見具申権には変更は生じない

6 学校関係者評価

- 学校運営協議会は年 1 回以上、運営状況について評価をする

Q9 学校運営協議会委員の人数は決まっていますか？

A9 委員数は15名以内です。2校以上の学校で一つの協議会を設置する場合または義務教育学校は、20名以内とします。

- ・学校運営協議会委員は、教育委員会が任命し、委嘱状を渡します。

※今後の課題への対応を考えると、後から委員の方を増やせるように、はじめから上限ぎりぎりの人数ではなく、少し少なめの方がよいかもかもしれません。

Q10 学校運営協議会委員の構成は、どのようにしたらよいですか？

A10 「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」では、委員の構成を次のように定めています。

- (1) 地域住民
 - (2) 保護者
 - (3) 協議会を設置する学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 設置学校の校長
 - (5) 学識経験者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他教育委員会が適当と認める者
- ・ (3) は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）」では、「地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者」と例示されています。地域学校協働活動推進員（学校・地域コーディネーター）以外では、主任児童委員、放課後キッズクラブ関係者、学援隊関係者等が委員となるケースが多く見られます。
 - ・ (5) の委員としては、近隣の異校種の校長、大学関係者、企業経営者、弁護士等が挙げられます。

※いろいろな立場の方からご意見をいただきたいので、(1)～(5)から、最低1名は選出してください。

Q11 委員への報酬や設置校に充当される運営費はありますか？

A11 委員には年額 6,000 円を報酬としてお支払いします。(市職員は除く。)

運営費は最大 15,000 円です。

- ・ 報酬は、全ての委員（市職員は除く）に支払われます。これには、協議会に出席する場合や、研修会へ参加するための交通費も含まれています。
- ・ 運営費は設置 2 年目までの学校運営協議会に支払われます。3 年目以降はありません。運営費で消耗品の購入ができます。

(金額は令和 4 年度)

| 設置日 | 委員報酬 | 運営費(設置 1 年目) | 運営費(設置 2 年目) |
|----------|---------|--------------|--------------|
| 4 月 1 日 | 6,000 円 | 15,000 円 | 15,000 円 |
| 7 月 1 日 | 4,500 円 | 11,250 円 | - |
| 10 月 1 日 | 3,000 円 | 7,500 円 | - |

※ 金額は予告なく変更することがあります。

Q12 学校運営協議会委員には、どのような役割がありますか？

A12 学校と目標を共有して、学校運営の参画者として、当事者意識をもつていただくことが重要です。そのためには、具体的には、次のことをお願いしたいです。

- 学校教育目標を理解する
- 教育課程を理解する
- 子どもを育てる視点をもつ
- 地域と学校をつなぐ

- ・ 学校長は、一緒に学校運営に参画していただける方に、学校運営協議会のねらいや委員の役割、組織の構成等を説明してご理解いただき、委員をお願いしていきます。
- ・ 学校運営協議会は、単なる意見交換ではなく熟議が重要ですので、委員には、学校運営に参画する当事者意識のもてる方で、学校長が信頼できる方がふさわしいです。

Q13 学校運営協議会は、年間に何回くらい開催すればいいですか？

A13 特に決まりはありませんが、1回目が学校運営の基本方針の承認、最後が学校関係者評価と考えると、3～4回程度、開催している学校が多いです。

- (例) 第1回 委員委嘱、基本方針の承認、学校予算や行事の説明
第2回 教職員とのグループワーク、課題の共有、解決策検討
第3回 授業や行事参観、課題解決途中経過
第4回 学校関係者評価、年間のまとめ、次年度の予定

※学校運営協議会設置校の令和6年度の平均開催回数は、3.65回でした。

Q14 学校運営協議会では、具体的にどのようなことを話し合えばよいですか？

A14 法律には、主な学校運営協議会の機能として、次の3点が挙げられています。

- 学校運営の基本方針を承認する
- 学校運営について教育委員会又は校長に意見を述べる
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる

具体的には、学校運営やそれに必要な支援に関する内容や、学校が抱える課題の解決に向けて話し合います。

- (例) 登下校中の安全安心の徹底
学習支援の充実
防災安全活動
環境整備
放課後の学習支援
学校行事の精選や整理

※重要なのは、委員の方々に学校運営の当事者意識をもっていただき、学校運営のイコールパートナーとして、課題解決のために学校は何ができるか、地域は何ができるか、熟議を重ねていくことです。

Q15 学校運営協議会がイコールパートナーとは、どのような意味ですか？

A15 イコールパートナーとは協働のパートナーであり、目標を共有して、対等の立場で双方向に意見を言い合って、「学校は何ができるか」「地域は何ができるか」目標の達成に向けて活動していきます。

- ・学校は「お願いします。」「やってください。」ではなく、イコールパートナーとして地域の方々に「一緒にやってみましょう。」と発信していくことが大切です。
 - ・イコールパートナーとなっていていただくためには、委員の方々に学校を知っていただき、学校の課題を理解していただくことが重要です。そのために、次のように工夫して学校運営協議会を開催している学校もあります。
- (例) ◇管理職だけでなく、いろいろな教職員が学校運営協議会に参加して、学校の実態や現状を知ってもらう。(教員、事務職員、技術員 等)
- ◇委員と教職員でグループワークを行う。(教職員が困っていること、それに対して地域ができること 等)

※「協働」とは・・・異なった立場の人が同じ目的のため対等な立場で活動すること

Q16 学校運営協議会を設置すると、どのような成果がありますか？

A16 地域との連携・協働が進み、教育活動が充実します。地域が学校の応援団となってくれるので、学校としてゆとりが生まれます。また、地域の方々の思いが実現しやすくなり、地域の人と人のつながりが深まります。具体的な成果は、次のとおりです。

○教育内容

- ・教育活動が充実した。
- ・地域の方から学んだり、地域に出て活動したりすることが増えた。
- ・コミュニケーション力が向上した。

○学校運営

- ・地域の方々の学校への理解が深まった。
- ・地域の方々の多彩なアドバイスを、学校運営に反映できるようになった。
- ・何か課題が生じた際、地域の意見を反映させて対応できるようになった。

○学校を核としたまちづくり

- ・地域の方々や企業等、人と人とのつながりが深まった。
- ・学校を核とした地域における活動が活発となり、地域が活性化した。
- ・災害等、いざ！という時、頼りになる信頼関係が構築された。

Q17 教育委員会に提出される「意見書」とはどのようなものですか？

A17 意見書とは、学校運営協議会の機能の一つである“教育委員会に意見を述べる”ために提出するものです。

- ・ 意見書の内容については、大きく2つに分かれます。1つは「設置校の運営に関する事項」、もう1つは、「設置校の職員の採用、その他任用に関する事項」です。意見書は、学校運営の基本方針をふまえ協議された内容について、学校運営協議会が会長名で提出します。
- ・ 「横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 第9条5」では、学校運営協議会の意見については、あらかじめ学校長の意見を聴くことを定めています。

(→資料2)

- ・ 意見書の提出先は、「学校運営協議会からの意見書に関する事務取扱要領」に、次のように書かれています。(→資料3)

○小学校・中学校・義務教育学校

(サイエンスフロンティア高等学校附属中及び南高等学校附属中学校を除く。)

⇒ 当該小学校・中学校・義務教育学校を管轄する学校教育事務所

○高等学校、サイエンスフロンティア高等学校附属中学校及び南高等学校附属中学校

⇒ 学校教育部高校教育課

○特別支援学校 ⇒ 学校教育部特別支援教育課

- ・ それぞれの提出先では内容を確認し、決裁の上、所管課へ回します。意見書の提出を受けた教育委員会の対応は次のとおりです。

① 意見を尊重する。

② 任用に関して意見に添えない場合のみ、教育長に回議の上、できない理由を説明する。

- ・ 意見書を提出すれば、必ず教育委員会から回答を得られるという訳ではありません。意見は尊重され、できるだけの支援を教育委員会も考えていきますが、要望に応えられない場合もあります。
- ・ 意見書の提出はいつでも行うことができますが、任用に関する意見を次年度に反映させるためには、12月までには提出して頂く必要があります。

※意見書は、「教育委員会に意見を述べる時」に提出されるものなので、教育委員会以外への要望やご意見は、意見書ではなく、直接、所管部署にお問い合わせください。

Q18 設置するまでの経過はどのようになっていますか？

A18 設置希望日の2か月前までに申請書を作成し、データで提出します。

・設置する機会は年3回、①4月1日、②7月1日、③10月1日です。

※申請書の提出までに、学校内、保護者、地域の方へ十分な説明を行い、学校運営協議会への理解を深めていただくことがとても重要です。教育委員会事務局は、そのための相談や支援を行ってまいります。

※必要な申請書類の様式は、次ページ（Q19）を御参照ください。

例 7月1日設置の場合

| 時期 | 事務 |
|--------|---|
| 5月1日まで | 学校が申請書類を作成して、学校支援・地域連携課へデータで提出 |
| 5月～6月 | 学校支援・地域連携課担当者から、学校に質問・確認等をさせていただく場合があります。 |
| 6月 | 学校支援・地域連携課が新規設置のための決裁をとります。（教育長まで回議します。） |
| 7月1日 | 新規設置 |
| | 第1回学校運営協議会の開催日が決まり次第、学校支援・地域連携課に連絡してください。学校支援・地域連携課が委嘱状を作成し、開催日までに専用封筒を使って、学校メール便で学校へ送付します。 |
| 第1回開催日 | 教育委員会事務局指導主事等が出席して、委嘱状を委員にお渡しします。 |

Q19 新規設置のための申請書類の様式はどのようなものですか？

A19 新規設置をする学校が作成する書類は、「学校運営協議会申請書」と「委員名簿」の2つの様式です。

申請書に記載する項目

- | | |
|--------|-----------------|
| 1 学校概要 | 2 学校運営協議会設置のねらい |
| 3 組織図 | 4 学校運営協議会会則 |

名簿に記載する項目

- | | | | |
|------|---------|-------------|---|
| 1 氏名 | 2 カテゴリー | 3 肩書（参考①、②） | 等 |
|------|---------|-------------|---|

※ 「申請書」「名簿」の様式は YCAN ホームページに掲載しています。YCAN
トップ>各区局>教育委員会事務局>学校支援・地域連携課>学校運営
協議会

■「申請書」について

「2 設置のねらい」…設置のねらいを明確にしてください。学校運営協議会の権限を最大限活用して、学校運営の改善を図るためにも、何のために設置するのかという意図を記入してください。

「3 組織図」…設置のねらいが達成できるようにどんな組織とすれば良いのかを考えて、記入してください。学校運営協議会内部をいくつかの課題別のチームに分けたり、他の組織と連携を図ったりすることなど、どのような組織であるのか分かるように示してください。

■「名簿」について

「カテゴリー」…委員をカテゴリーごとに5種類に分けています。1つの学校運営協議会の中に、少なくとも各カテゴリーから1名ずつの委員が必要です。

「肩書」…Excel ファイル「学校運営協議会委員名簿」には、参考①と参考②に肩書（役職）を記入していただきます。学校運営協議会設置のねらいが達成できるように、バランスよく様々な立場の委員を加えるようにしてください。学校運営の改善に結びつく意見をいただくためには、様々な立場の委員が必要です。

※ 名簿の作成にあたっては、Excel ファイル「学校運営協議会委員名簿の作成・利用方法」（YCANホームページに掲載）を参照してください。

Q20 学校運営協議会委員の委嘱状は、どのように渡すのですか？

- A20** ○新規校においては、第1回の学校運営協議会開催日に、教育委員会より学校担当指導主事あるいは、他の指導主事が伺い、委嘱状を直接 委員にお渡しします。
- 継続校においては、学校長から委員の方に委嘱状をお渡しください。

Q21 現在学校運営協議会を設置していない学校は、何から始めていけばよいのですか？

A21 学校や地域の実態に応じた柔軟な学校運営協議会の設置を目指して準備を進めてください。まずは、地域や学校内でできるだけ多くの方に、どんな目的でどんな組織をつくろうとしているのか、設置のねらいや意義を理解していただくことが大切です。

- ・ Q10 にお示したそれぞれの立場の方で、学校と地域のかけ橋になっていただける方、学校運営や地域学校協働活動に当事者意識をもって積極的にかかわってくださる方等、学校運営協議会委員にふさわしい方に、学校運営協議会委員のお願いをしてください。
- ・ 学校運営協議会の設置校の多くは、既存の組織である『まち懇（まちとともに歩む学校づくり懇話会）』を母体に、学校運営協議会を設置していますが、未設置校からは『まち懇』のメンバーを絞り込むことが難しく、設置が困難であるという声が聞かれます。『まち懇』メンバーの絞り込みが困難な場合は、地域代表者（町内会会長）の中からさらに代表（連合町内会長等）となる方に学校運営協議会になっていただき、他の方々は委員ではなく顧問やオブザーバーになって学校支援に協力していただくことで、委員の数を絞り込む方法等が考えられます。
- ・ 小中一貫教育推進ブロックや、ブロック内のいくつかの学校で合同の学校運営協議会を設置して、委員の重なりや会議の重なりを減らして、学校にも地域にも負担が少なく、かつ地域の実態に合わせた形を考えたりする例もあります。

※「学校運営協議会は設置しなければならない」のではなく、「学校運営協議会は今後の学校経営や子どもの豊かな学びに必要」という視点で地域の方々に周知していくと、理解されやすいと思います。

Q22 教育委員会では、事業展開にあたり、どんなことを行っていますか？

A22 新規設置の推進や、既存の学校運営協議会の内容充実を図るために次のような取組を行っています。

- 学校管理職・教職員を対象とした説明会や研修会の開催
- 学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催
- 地域連携通信「架け橋」発行
- 地域と学校の連携・協働体制の説明用のリーフレットの発行
- ホームページでの情報提供

- ・学校運営協議会は、保護者や地域の方が、学校と目標を共有し学校運営に参画して、学校運営や教育活動を充実させていくためにあるものです。そのため、学校運営協議会を設置すれば良いというものではなく、学校運営協議会を活用して、学校・家庭・地域社会が連携・協働を進めより良い教育を実現させることが大切です。
- ・学校運営協議会の未設置校には、学校運営協議会の意義やメリット、活動例などを紹介したり情報交換をしたりする場として、設置校には、学校運営協議会をさらに充実したものにする場として研修会を開催しています。
- ・学校運営協議会の委員の自覚と意識をさらに高め、学校運営協議会が組織として発展していくことをねらいとして、委員を対象とした研修会も開催しています。
- ・情報提供としては、地域連携通信「架け橋」やリーフレットを発行して、学校運営協議会に関連した情報を発信しています。これは、横浜市のホームページで公開しています。

<検索> **横浜市 学校・地域連携推進**

- 学校運営協議会規則
- 「地域学校協働活動推進冊子」
- 連携協働通信「架け橋」
- 各研修会資料
- 学校運営協議会設置校一覧
- 等

【インターネット】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/chiikirenkei/gakko/oushien.html>

「学校運営協議会」Q&A

〔編集・発行〕令和8年4月発行

横浜市教育委員会事務局学校教育企画部 学校支援・地域連携課

TEL 0 4 5 - 6 7 1 - 3 2 7 8

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（02.04.01 改正）

第四十七条の五

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。
 - 一 対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民
 - 二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
 - 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
 - 四 その他当該教育委員会が必要と認める者
- 3 対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。
- 4 対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 5 学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。
- 6 学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 7 学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 8 対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 9 教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 10 学校運営協議会の委員の任免の手續及び任期、学校運営協議会の議事の手續その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（05.07.01改正）

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限及び責任の下、保護者及び地域住民等の学校の運営への参画並びに保護者及び地域住民等による学校の運営への支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、並びに学校の運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置等）

第3条 教育委員会は、前条の趣旨が達成できると認められる学校について、協議会を設置することができる。ただし、小中一貫教育又は中高一貫教育を施す場合その他教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、校長からの申請によることができる。この場合において、教育委員会は、校長から提出される設置の狙い等が記載された申請書を考慮した上で、前条の趣旨に沿うと認める場合には、協議会を設置することができる。

3 協議会の設置に当たっては、各学校の保護者、地域住民及び校長の意見を反映するよう努めるものとする。

（委員の構成等）

第4条 協議会の委員は、15人（2以上の学校について一の協議会を設置する場合又は義務教育学校について設置する場合にあつては、20人）以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 学識経験者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 委員の一部については、これを公募とすることができる。

3 設置学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 教育委員会は、設置学校の校長から申出があつたときは、第1項の委員の任命について、当該校長から意見を聴くものとする。

5 委員に欠員を生じたときは、教育委員会は、速やかに新たな委員を任命するものとする。

（委員の任期等）

第5条 委員の任期は任命の日からその任命の日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の身分）

第6条 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める非常勤

特別職職員とする。

(委員の服務原則)

第7条 委員は、その地位を不当に利用するなど、その職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 委員は、法令等に特別の定めがある場合を除く他、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、横浜市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第31号）第3条第3項の規定に基づき、市長と協議のうえ別に定める。

(協議会の役割)

第9条 設置学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び運営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の執行計画
- (4) 施設管理に関する基本方針

2 設置学校の校長は、前項の規定により承認を得た事項に基づき、当該設置学校の運営を行わなければならない。

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、設置学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該設置学校の校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、第2条に定める趣旨を踏まえ、設置学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

5 協議会は、前2項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、設置学校の校長の意見を聴くものとする。

6 設置学校にあっても、当該設置学校の校長の意見具申権には変更は生じない。

7 教育委員会は、設置学校の校長の意見具申及び協議会の意見の内容を尊重し、その内容の実現に努めるものとする。

8 教育委員会は、協議会の意見と異なる任命権の行使を行う場合には、その理由を協議会に説明するものとする。

(学校の運営に関する評価等)

第10条 協議会は、毎年度1回以上、設置学校の運営状況等について評価を行うものとする。

2 協議会は、設置学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

3 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 設置学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、設置学校の所在する地域の住民、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。
- (2) 設置学校と前号に掲げる者との連携及び推進に関すること。

(協議会の組織)

第11条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は設置学校の校長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を行う。

(協議会の運営)

第12条 会長は、設置学校の校長と協議の上、協議会の会議を招集し、議事をつかさどる。

- 2 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行うものとする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があるときは、設置学校の校長から報告又は説明を求めることができる。
- 5 設置学校の校長は、必要があると認めるときは、当該設置学校の職員を出席させることができる。
- 6 前項までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

(研修等)

第13条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置等)

第14条 教育委員会は、協議会の運営の状況について、的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって設置学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講じなければならない。

- 2 教育委員会及び設置学校の校長は、協議会が適切な合意の形成を行うことができるよう適切な情報の提供に努めなければならない。

(委員の解任)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出があったときのほか、次の各号の一に該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 第7条の規定に違反したとき
 - (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき
 - (3) その他、解任するに相当する事由が認められるとき
- 2 設置学校の校長は、委員が前項各号の一に該当すると認めるときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。

(委任)

第16条 この規則において別に定めるとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（以下「旧規則」という。）第4条第1項の規定により任命されている委員（当該委員の交代等に伴い任命された委員を含む。）については、旧規則第5条の規定は、当該委員が所属する学校運営協議会の旧規則第3条第3項に規定する指定期間が終了するまでの間に限り、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則
この規則は、令和5年7月1日から施行する。

学校運営協議会からの意見書に関する事務取扱要領

制 定 平成22年 3月10日 教小中第4687号
最近改正 令和 8年 4月 1日 教 学 第3021号

(目 的)

第1条 この要領は、横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則(平成17年4月横浜市教育委員会規則第15号。以下「規則」という。)第9条第3項及び第4項の規定による、学校運営協議会(以下「協議会」という。)から提出された意見書の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(受付窓口)

第2条 協議会は、規則第9条第3項及び第4項により教育委員会に意見を述べるときは、学校運営協議会意見書(様式1)を、当該協議会が設置された次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる担当部署(以下「受付担当課」という。)に提出するものとする。

- (1) 小学校・中学校・義務教育学校(南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校を除く。) 当該小学校・中学校・義務教育学校を管轄する学校教育事務所
- (2) 高等学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校 学校教育部高校教育課
- (3) 特別支援学校 学校教育部特別支援教育課

(意見書の取扱い)

第3条 意見書を受け付けた受付担当課は、意見書の内容に応じて、これに対応すべき所管する課等を特定し、対応を依頼する旨の当該受付担当課の課長の決裁を得たうえ、所管する課等へ対応を依頼する。

- 2 複数の課等に関する意見書の場合は、所管する課等へそれぞれ依頼する。
- 3 受付担当課において対応すべき意見書の場合は、当該受付担当課が対応する。

(設置校の運営に関する意見書への対応)

第4条 設置校の運営に関する意見書の場合は、所管する課等において協議会の意見を尊重し、その内容の実現に努めるものとする。

(設置校の職員の採用その他の任用に関する意見書への対応)

第5条 設置校(協議会を設置する学校をいう。以下同じ。)の職員の採用その他の任用に関する意見書への対応を依頼された人事担当課(教育政策統括部職員課及び教職員企画部教職員人事課をいう。以下同じ。)は、意見を尊重し、対応することとする。

- 2 意見書の内容に応じて、人事担当課は相互に連絡調整を行い、的確に対応することとする。
- 3 規則第9条第8項に規定する説明は、人事担当課が協議会の意見と異なる任命権を行使する旨の教育長までの決裁を得たうえ、その理由を協議会に説明することとする。この場合において、説明に当たっては、原則として書面により対応することとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(様式1)

学 校 運 営 協 議 会 意 見 書

年 月 日

教 育 委 員 会

横浜市立 _____ 学校

学校運営協議会会長 _____

(注1)

次のとおり意見を述べます。

| 項 目 | 意 見 内 容 |
|-----------------------|---------|
| 設置校の運営に関する事項 | |
| 設置校の職員の採用その他の任用に関する事項 | |

上記内容を確認いたしました。 横浜市立 _____ 学校長 _____
(注2)

(備考)

(注1) 学校運営協議会会長が記名すること

(注2) 学校長が記名すること

2以上の学校で学校運営協議会を設置する場合は、行を挿入し、それぞれの学校長が記名すること

令和 年 月 日

教 育 委 員 会

横浜市立〇〇〇学校長

横浜市立〇〇〇学校 学校運営協議会設置申請について

横浜市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第2項の規定に基づき、学校運営協議会の設置を申請し、同規則第4条第3項の規定に基づき、学校運営協議会の委員を別紙委員名簿のとおり推薦します。

1 学校の概要

(1) 基本情報 (令和 年 月 日現在)

| | |
|------|-------------------------|
| 学校名 | 横浜市立〇〇小学校 |
| 創 立 | 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 学校長 | 〇〇 〇〇 |
| 所在地 | 横浜市〇〇区〇〇〇〇〇-〇 |
| 電話番号 | 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇 |
| 区 域 | 東部 〇〇〇中学校ブロック (〇〇小、〇〇小) |
| 最寄駅 | 〇〇駅から徒歩〇〇分 |
| 児童数 | 〇〇〇名 |
| 学級数 | 〇〇学級 (個別支援学級を含む) |
| 敷地面積 | 〇〇〇〇.〇〇m ² |
| 備 考 | 〇〇年に〇〇〇学校と統合 |

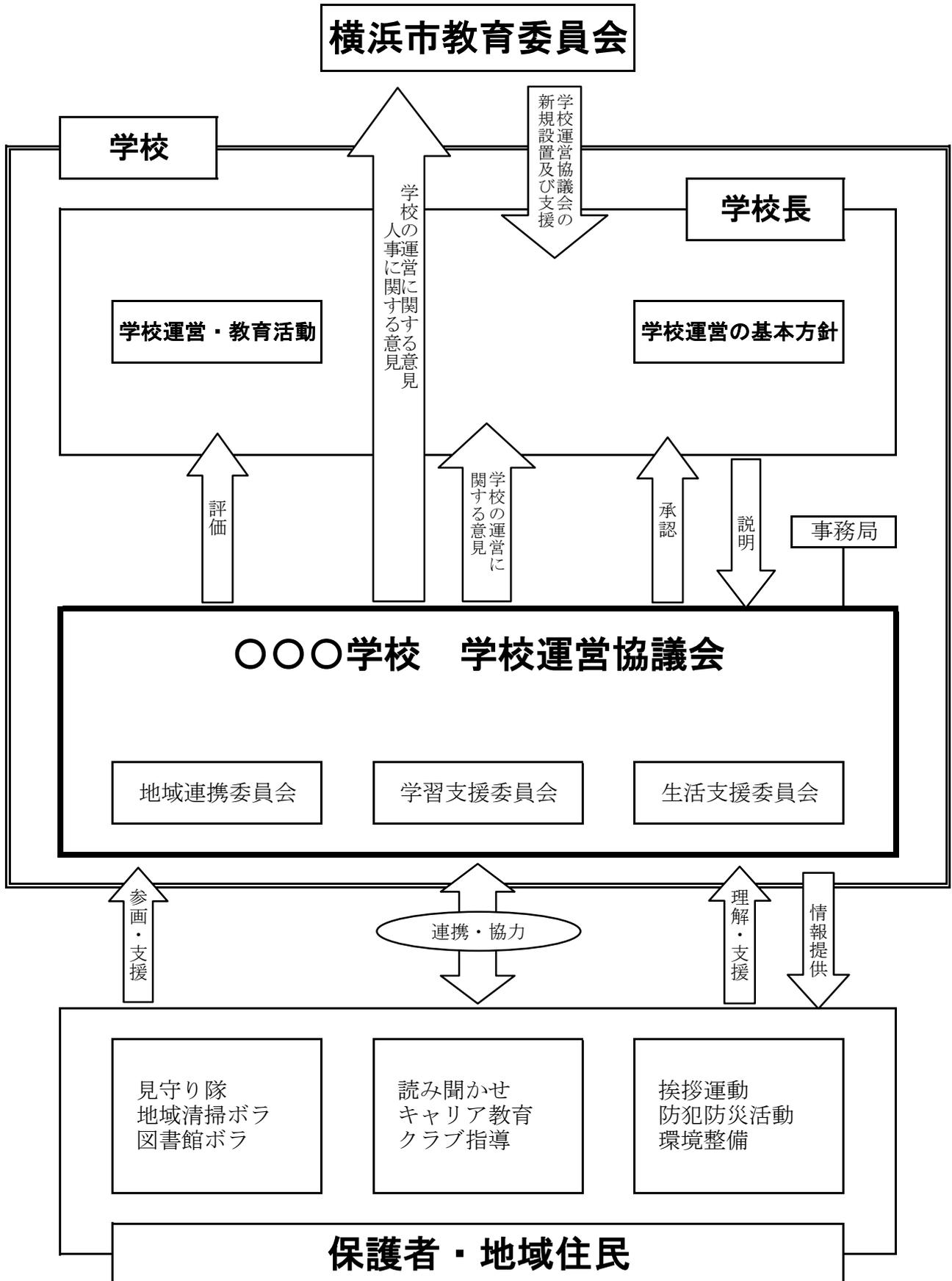
(2) 学校教育目標

【知】
【徳】
【体】
【公】
【開】

2 学校運営協議会設置のねらい

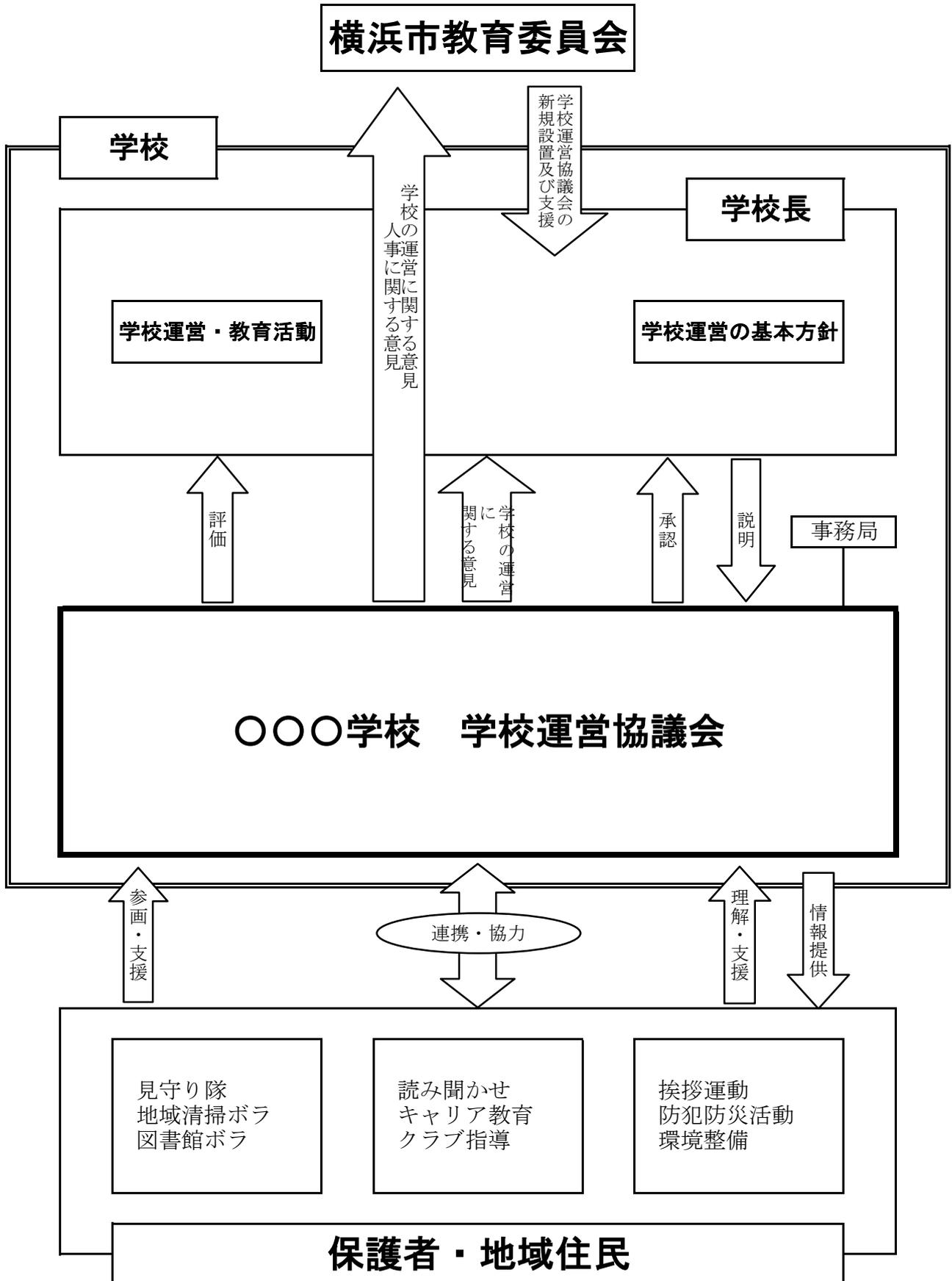
- 学校の運営改善
 - ・
 - ・
- 児童生徒の育成
 - ・
 - ・
- 地域と学校の連携・協働
 - ・
 - ・
- 学校関係者評価
 - ・
 - ・
- その他
 - ・
 - ・

〇〇〇学校 学校運営協議会 運営組織図



3 組織図

〇〇〇学校 学校運営協議会 運営組織図



4 学校運営協議会会則

〇〇〇学校 学校運営協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇学校学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 学校運営協議会は、保護者、地域住民等と学校が情報を共有しながら連携強化を進めることで、「横浜教育ビジョン2030」で示す「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指す学校運営の実現や、未来の「ふるさと〇〇」を担う児童・生徒の健全な育成に取り組むことを目的に活動するものとする。

(組織)

第3条 学校運営協議会に、会長、副会長（2名）、書記を置く。

- 2 会長は、委員の中から校長が指名する。ただし、校長自らを指名することはできない。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または、会長が欠けたときは、その職務を行う。順位はあらかじめ会長が定める。
- 6 書記は、学校運営協議会の記録を行い、会議録を調整する。

(会議)

第4条 運営協議会は、校長と協議の上、会長が招集する。

- 2 会議は、年4回以上必要に応じて開催する。
- 3 会議の議事は、会長がつかさどる。
- 4 会議の開催は、委員の半数以上の出席をもって行う。
- 5 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 会長は、必要があるときは、校長に報告または説明を求めることができる。
- 7 校長は、必要がある場合は、職員を出席させ、意見を述べさせることができる。
- 8 会長は、必要がある場合は、校長と協議の上、委員以外の第三者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(附則)

この会則は、令和〇〇年4月1日から施行する。

